

市 人 第 163 号  
令和3年5月26日

関係機関の長 各位

横浜市市民局人権課長  
黒川 正人

「横浜市犯罪被害者相談室」の周知について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市人権施策推進に御配慮いただき、感謝申し上げます。

さて、横浜市では、「横浜市犯罪被害者相談室」において、犯罪被害等に遭われた市民とその御家族等への相談支援を行っております。

つきましては、この度、周知用ちらしを作成しましたので、お手数をおかけいたしますが、貴機関内でのちらしの配架、掲出など、周知に御協力くださるようお願い申し上げます。

1 送付印刷物

ちらし 10枚

2 ちらしの配布期限

送付ちらしの配布終了まで

3 その他

併せて、貴機関職員への周知をお願いします。

昨年度配布したちらしと変更ありませんので、残数があれば合わせてご活用ください。

担当：横浜市市民局人権課 犯罪被害者等支援担当

生田・木本・飯牟禮

電 話 045-671-2718

FAX 045-681-5453

E-mail [mi01-iimure@city.yokohama.jp](mailto:mi01-iimure@city.yokohama.jp)



よこ はま し  
横浜市

はん ざい ひ がい しゃ そう だん しつ  
犯罪被害者相談室

ひとりで悩まず、  
ご相談ください。

まずは、お電話ください。

☎ 045-671-3117

【受付時間】9時～17時（月～金※祝日・年末年始を除く）

相談  
無料

FAX・メールから  
のご相談もお受けしています

FAX 045-681-5453

メール sh-cvsoudan@city.yokohama.jp

- 横浜市犯罪被害者相談室では、「横浜市犯罪被害者等支援条例」に基づき、社会福祉専門職の相談員（市職員）が犯罪被害にあわれた皆さまのご相談をお受けします。
- 横浜市にお住まいの方または市内に在勤・在学の方と、そのご家族、ご遺族が対象となります。
- 被害後に直面するさまざまな問題について、必要な情報や制度等をご案内します。困っていること、悩んでいること、心身の不調等、何でもご相談ください。
- 必要に応じて、面接相談も行います（予約制）。



# まずは、電話相談※をお受けします。

※ファックス・メールも可

【電話(相談専用)】 **045-671-3117**

【受付時間】 9時～17時(月～金※祝日・年末年始を除く)

- ファックス番号、メールアドレスは、ちらしの一番下をご覧ください。
- ご要望と必要に応じて、面接による相談もお受けします。
- 考えや気持ちを整理しながら、お話しをうかがいます。
- 面接相談は予約制ですので、お電話にてお申し込みください。



## 相談料は、無料です。



## 秘密は、厳守します。

- 相談は、社会福祉専門職の相談員(市職員)がお受けします。
- 匿名でのご相談も、お受けします。
- 被害者またはご家族、ご遺族のいずれかが、横浜市にお住まいか、または市内に在勤、在学であれば、ご相談いただけます。



## ご相談内容に応じて、次のような支援を行います。

### 【専門相談、情報提供、付添い支援】

- 専門相談(カウンセリング、法律相談)
- 支援に精通する機関の紹介や連絡調整
- 窓口への付添いなど

### 【経済的負担の軽減】

- 見舞金の支給

### 【日常生活支援】

- 家事及び介護支援
- 一時保育支援

### 【住居支援】

- 転居支援
- 市営住宅の一時使用の案内、調整

※なお、これらの支援にはそれぞれ一定の要件があり、また支援内容により対象者が異なります。詳しくは、相談室に直接ご相談ください。